

## 知立市と愛知県立大学との連携と協力に関する包括連携協定書

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項について、又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、各自1通を保管する。

知立市（以下「甲」という。）及び愛知県立大学（以下「乙」という。）は、相互の連携及び協力を強化し、地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、両者の発展及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するよう努めるものとする。

- (1) 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくりに関すること。
- (2) 人々が集う交流のまちづくりに関すること。
- (3) 次代を担う子どもを豊かに育むまちづくりに関すること。
- (4) 互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくりに関すること。
- (5) 芸術や文化を大切にするまちづくりに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の活性化に関すること。

（連携・協力の推進）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて協議等を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し知り得た情報について、本協定の有効期間内及び有効期間終了後に、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

令和5年2月20日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地  
知立市

知立市長 林 郁夫

乙 愛知県長久手市茨ヶ廻間1522番地3  
愛知県立大学

学長 久富木原 玲